

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

三重県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業(三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県さんま漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県さんま漁業区分においては、法第 57 条第 1 項の規定により許可する漁業のうちさんまをとることを目的とする敷網漁業の許認可の隻数に上限(6 隻)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

三重県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県まあじ漁業区分においては、法第57条第1項の規定により許可する漁業のうち中型まき網漁業の網船の許認可の隻数に上限（19隻）を設けること、及び法第60条第3項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項に掲げる漁業であつて、三重県知事の許可を受けたものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

（ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 三重県まいわし機船船びき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

機船船びき網（三重県漁業調整規則（令和2年三重県規則第67号）第5条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
（ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

3 三重県まいわしその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（1 及び 2 に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近 3 カ年の漁獲実績に応じ、あるいはその他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って 本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（以下「追加配分量」という。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県まいわしその他漁業区分においては、法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業の

免許の件数に上限（34 件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 8 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県するめいか漁業区分においては、法第57条第1項の規定により許可する漁業のうち中型まき網漁業の網船の許認可の隻数に上限(19隻)を設けること、及び法第60条第3項に規定する定置漁業の免許の件数に上限(34件)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)(資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-1の第1で定義するくろまぐろ(小型魚)をいう。以下同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県くろまぐろ(小型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ(小型魚)の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項第1号に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る。))をいう。以下この別紙において同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 三重県くろまぐろ(小型魚)中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ(小型魚)の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
（ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

3 三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
養殖用種苗採捕漁業（養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業のことをいう。以下この別紙において同じ。）
 - ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
（ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

4 三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（1、2及び3に規定する漁業並びに大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）
 - ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

（ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として平成26年4月から平成28年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣により本県の都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)(資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2-2の第1で定義するくろまぐろ(大型魚)をいう。以下同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県くろまぐろ(大型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ(大型魚)の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項第1号に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る。))をいう。以下この別紙において同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

2 三重県くろまぐろ(大型魚)その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ(大型魚)の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(1に規定する漁業及び大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本としておおむね7割を、平成30年4月から令和4年3月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね3割を本県の留保とする。また、農林水産大臣により本県の都道府県別漁獲可能量の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

(ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 三重県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業(1に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3カ年の漁獲実績に応じ、あるいは、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（以下「追加配分量」という。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まさば及びごまさばの回遊状況等を踏まえ、三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県まさば及びごまさばその他漁業区分においては、法第60条第3項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2及び第3において同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業(三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 三重県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ぶりを採捕する漁業（三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

かつお (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則並びに許可漁業にあつては制限装置及び許可の条件を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において、資源水準を高位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

とらふぐ伊勢・三河湾系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

あわび類（くろあわび、めがいがわび及びまだかあわび）三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

いさき太平洋中・南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

いかなご伊勢・三河湾系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

あさり太平洋中・南部のうち三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

やまとしじみ三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進

する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

はまぐり太平洋中・南部のうち三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

まだい太平洋中部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

まあなご伊勢・三河湾

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

かます類(やまとかます、あかかます) 太平洋中・南部のうち三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

すずき太平洋中・南部のうち三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

第1 水産資源

さわら太平洋中南部のうち三重県海域

第2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14) 削除

(別紙3-15)

第1 水産資源

とりがい三重県海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-16)

第1 水産資源

ばかがい三重県海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17)

第1 水産資源

さがらめ三重県海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加

している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-18)

- 第1 水産資源

さるえび三重県海域

- 第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。